# ○ 解剖死体公費搬送実施要領について (通達)

(令和6年3月6日付け通達香捜一第22号)

みだしのことについては、捜査活動に伴う遺族関係者の二次的被害の軽減を図ることを目的として、「解剖死体公費搬送実施要領の改正について」(平成30年11月9日付け通達香捜一第222号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたものであるが、引き続き、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

#### 解剖死体公費搬送実施要領

#### 第1 目的

この要領は、司法解剖及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成24年法律第34号)に基づき解剖(特定行政解剖)した死体(以下「解剖死体」という。)の搬送費用を公費負担する場合の手続について必要な事項を定め、もって遺族関係者の二次的被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 解剖死体公費搬送の委託責任者等

解剖死体の公費搬送に関し、委託責任者及び本部取扱責任者を置く。

1 委託責任者

警察署長又は高速道路交通警察隊長

2 本部取扱責任者

捜査第一課長

第3 対象となる死体

警察署又は高速道路交通警察隊(以下「警察署等」という。)が取り扱った解剖死体とする。

第4 解剖死体の公費搬送

解剖死体については、次のいずれかに該当する場合を除き、公費により搬送するものとする。

- 1 加害者が配偶者(内縁関係を含む。)、直系血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。
- 2 解剖死体である被害者が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、かつ、その組織に属していることに関連して当該犯罪被害を受けたと認められるとき。
- 3 遺族等死体引取者(以下「親族等」という。)が公費搬送を希望しないとき。
- 4 身元不明死体又は親族等がいないなど、解剖死体を市町長が引き取るとき。
- 5 その他公費搬送することが社会通念上適切でないと委託責任者が認めるとき。

### 第5 公費搬送の適用

1 搬送区間

公費搬送の区間は、解剖実施場所(以下「解剖場所」という。)から遺族等が指定する搬送場所(以下「搬送先」という。)までの間とする。ただし、警察車両で解剖死体を警察署等まで搬送した場合は、その警察署等から搬送先までの間とする。

2 実施区域

実施区域は、原則として香川県内とする。ただし、遺族等があくまで県外搬送を希望する場合は公費搬送する区域を県境まで認めることとし、これを超えた部分については遺族等の負担とする。

なお、委託責任者と本部取扱責任者が協議し、死者及び遺族の住居や事案の性質等を十分吟味して、特段の事情があると認めた場合は、この限りではない。

- 3 公費負担の範囲
  - (1) 公費負担は搬送費用に限定し、棺桶、衣装等の代金については遺族等の負担とする。この費用は、解剖場所又は警察署等から起算した搬送先までの運賃等で、高速道路利用料金は特段の事情が認められる場合に負担するものとする。
  - (2) 搬送車両は普通車の寝台車に限定する。ただし、遺族等があくまで特別車等を希望する場合、その差額は遺族等の負担とする。

#### 第6 運用手続

- 1 業者への委託手続
  - (1) 委託責任者は、解剖死体公費搬送の必要を認めた場合は、遺族等が選定した霊柩 貨物自動車運送事業者等(以下「業者」という。)に委託するとともに、速やかに 別記様式第1号の「解剖死体搬送業務委託伺」を作成するものとする。
  - (2) 委託責任者は、業者に対し、別記様式第2号の「公費搬送完了報告書」を手交し、搬送が完了すれば、速やかに警察署等に提出させるものとする。
- 2 解剖死体搬送業務の終了報告

委託責任者は、業者から「公費搬送完了報告書」の提出があった場合には、速やかに当該報告書の写しを本部取扱責任者に送付するものとする。

なお、当該「公費搬送完了報告書」については、解剖死体を担当した係において保 管すること。

3 会計処理

支払手続は、委託責任者において行うこと。支出関係書類については、香川県会計規則(昭和39年香川県規則19号)様式第19号の執行伺兼支出命令書に業者の請求書及び解剖死体搬送業務委託伺を添付の上、県の審査課に回付すること。

### 第7 留意事項

1 遺族等に対する説明

委託責任者は、死体を解剖する必要が生じた場合は、遺族等に対し、当該実施要領の趣旨及び公費搬送の適用範囲等について十分に説明し、理解の得られる運用に努めること。

2 業者に対する指導の徹底

委託責任者は業者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに死者及び遺族等に対する礼を失することのないよう指導を徹底すること。

## 第8 協議

委託責任者は、公費搬送の適否、搬送区間及び実施区域等について疑義があるときは、本部取扱責任者と協議するものとする。

(別添様式 省略)